

## 新型コロナウイルス感染症関係支援施策（個人向け）

事業名	概要等	問合せ先
生活困窮者自立支援制度 住居確保給付金	<p>対 象 者：離職等による収入減少から経済的に困窮している方で、就労能力及び就労意欲がある方。 （求職活動や収入・資産等の要件があります。）</p> <p>支 給 額：生活保護の住宅扶助額を上限として、世帯の人数や収入により決定します。</p> <p>初回申請：（1～3 か月分）過去に一度も申請をしたことがない方。</p> <p>延長申請：（4～6 か月分）初回申請に引き続き延長を希望する方。</p> <p>※3 か月目を給付する月に相談・申請が必要。</p> <p>再延長申請：（7～9 か月分）延長申請に引き続き、更に延長を希望する方。</p> <p>※6 か月目を給付する月に相談・申請が必要。</p> <p>再 支 給：（最大3 か月分）過去に給付金を受けていた方。収入改善があり途中で給付が打ち切りになっていた方。</p> <p>※申請可能期間は令和4年12月31日まで</p>	<p>くらしごと相談室中央 03-5662-3467</p> <p>くらしごと相談室小岩 03-5876-7730</p> <p>くらしごと相談室葛西 03-5659-6626</p> <p>※お住まいの地域により、相談窓口が変わります。</p>
新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金	<p>対 象 者：社会福祉協議会の総合支援資金の再貸付が終了するなどにより、特例貸付を利用できずに生活に困窮している世帯。（求職活動や収入・資産等の要件があります。）</p> <p>支 給 額：単 身 世 帯 6 万円 二 人 世 帯 8 万円 三人以上世帯 10 万円</p> <p>支給期間：3 か月間</p> <p>申請期間：令和4年12月31日まで</p>	<p>江戸川区自立支援金事務センター 03-5659-6622</p>
生活一時資金貸付	<p>対 象 者：区内に引き続き3か月以上居住の世帯主（生活保護受給者、勤務先から生活資金等を借りられる方は除く）</p> <p>限 度 額：1世帯30万円以内（災害、病気、葬祭などの理由に限り1世帯50万円以内）</p> <p>利 子：年1.5%</p> <p>償還期間：25か月以内</p> <p>※貸付には事前相談及び連帯保証人が必要</p>	<p>貸付相談・申込 区民課・各事務所庶務係</p> <p>区民課 03-5662-6388 小松川 03-3683-5182 葛 西 03-3688-0433 小 岩 03-3657-7832 東 部 03-3679-1123 鹿 骨 03-3678-6111</p>

※緊急小口資金等の特例貸付については、令和4年9月30日をもって申し込みの受付を終了しました。教育資金など生活費以外の貸付のご相談については江戸川区社会福祉協議会（03-5662-5587）へお問い合わせください。

## その他母子・父子関係支援施策（個人向け）

事業名	概要等	問合せ先
江戸川区 母子福祉生活一時資金貸付	<p>対 象 者：区内に引き続き3ヶ月以上居住しており、20歳未満の子を扶養している母子家庭の母で、就労しており、災害・疾病等により一時的に生活費が不足しかつ資金を他から借りることが困難な方（生活保護世帯は対象外）</p> <p>限 度 額：1世帯15万円以内</p> <p>利 子：無利子</p> <p>償還期間：貸付の翌月から20か月以内</p>	
東京都 母子及び父子福祉資金貸付	<p>制度概要：都内に6ヶ月以上居住しており、20歳未満の子を扶養している母子家庭の母及び父子家庭の父の貸付金。（資金の種類により、利用対象、貸付限度額、償還期間等が異なる）</p> <p>【生活安定貸付】生活安定期間中3か月以内</p> <p>対 象 者：ひとり親になって7年未満の方</p> <p>償還期間：据置期間6か月経過後8年以内</p> <p>【失業期間中】離職日の翌日から1年以内</p> <p>対 象 者：就労の意思及び能力があるにもかかわらず職業に就くことができない状態（失業）にある方</p> <p>償還期間：据置期間6か月経過後5年以内</p> <p>※公共職業安定所長が交付する受給資格者証又は退職辞令等の離職等を証明することができる書類が必要</p> <p>【両資金共通事項】</p> <p>限 度 額：月額105,000円（生計中心者以外70,000円）</p> <p>利 子：無利子。連帯保証人が必要</p> <p>ほかに、修学資金、就学支度資金、技能習得等</p>	子ども家庭部 児童家庭課相談係 03-6231-8150 ※来所前にお電話してください